

通所リハビリテーションサービスの利用料

(2025 年 5 月 1 日現在)

<利用料金> 1割

(1) 介護保険居宅サービス費

	要介護度	1 回あたりの自己負担金(単位:円)
1 時間以上 2 時間未満	要介護1	389 円
	要介護2	420 円
	要介護3	453 円
	要介護4	483 円
	要介護5	518 円
2 時間以上 3 時間未満	要介護1	404 円
	要介護2	463 円
	要介護3	525 円
	要介護4	584 円
	要介護5	646 円
3 時間以上 4 時間未満	要介護1	513 円
	要介護2	596 円
	要介護3	678 円
	要介護4	784 円
	要介護5	888 円
4 時間以上 5 時間未満	要介護1	583 円
	要介護2	677 円
	要介護3	770 円
	要介護4	890 円
	要介護5	1,010 円
5 時間以上 6 時間未満	要介護1	656 円
	要介護2	779 円
	要介護3	899 円
	要介護4	1,041 円
	要介護5	1,182 円
6 時間以上 7 時間未満	要介護1	754 円
	要介護2	897 円
	要介護3	1035 円
	要介護4	1,200 円
	要介護5	1,361 円

	1 月あたりの自己負担金(単位:円)
要支援1	2,393 円
要支援2	4,461 円

要介護 加算料金等 <1 割>

サービス内容		自己負担金
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	13円/日
	4時間以上5時間未満	17円/日
	5時間以上6時間未満	21円/日
	6時間以上7時間未満	25円/日
	7時間以上	30円/日
入浴介助加算 I	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合	42円/回
入浴介助加算 II	居宅訪問し利用者様の入浴動作及び環境を評価し、居宅の状況に近い環境で入浴介助を行う	63円/回
リハビリテーションマネジメント加算(イ) 契約月から6か月以内	1月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が会議に参加し利用者の状態の変化に応じ、計画を見直すを行う	591円/月
リハビリテーションマネジメント加算(イ) 契約月から6か月超	3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が会議に参加し利用者の状態の変化に応じ、計画を見直すを行う	253円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 契約月から6か月以内	(イ)に加え内容等の情報を厚生労働省に提出	626円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 契約月から6か月超	(イ)に加え内容等の情報を厚生労働省に提出	288円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 契約月から6か月以内	(ロ)に加え、多職種が協同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行い、共同して課題の把握を行っている場合	793円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 契約月から6か月超	(ロ)に加え、多職種が協同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行い、共同して課題の把握を行っている場合	473円/月
リハビリテーション加算に係る医師による説明	リハビリテーション会議を開催し医師が計画書の説明をした場合	285円/月
退院時共同指導加算	入院中の利用者様が退院後に当デイケアを利用される場合、事業所の医師又はPT、OTが退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に算定	633円/回
通所リハ重度療養管理加算	要介護3～5の利用者に計画的な医学的管理のもとサービスを提供した場合に算定	106円/日
通所リハ口腔機能向上加算 I	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場合に算定	158円/回
通所リハ口腔機能向上加算 II (3か月以内)	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場合に算定	169円/回
通所リハ短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(退所日)又は認定日から3ヶ月以内において短期集中個別リハビリテーションを実施した場合に算定	116円/回
生活行為向上リハ加算 利用開始月から6か月以内	おおむね1月に1回以上、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が、居宅を訪問し、生活行為の	1,319円/月

	関する評価を行う。	
栄養アセスメント加算	管理栄養士と他の職種が共同で栄養アセスメントを実施し、結果を利用者、家族に説明する。 必要に応じて居宅訪問	53円/月
科学的介護推進体制加算	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況などの基本的な情報のデータ提出	42円/月
認知症短期集中リハ加算	退院(退所日)又は認定日から3ヶ月以内において認知症短期集中個別リハビリテーションを実施した場合に算定	253円/日
中重度者ケア体制加算	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、リハビリテーションを行った場合に算定	21円/日
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	-50円/回
移行支援加算	デイケアを卒業しデイサービス等への移行を促す取り組みを行っている。	13円/日
サービス提供体制強化加算 I	介護福祉士を70%以上配置している場合に算定	23円/日

※月額合計単位数に8.6%の介護職員処遇改善加算 I が算定されます。

(2) 要支援 加算料金等 <1 割>

サービス内容		1月あたりの自己負担金
予防通所リハ口腔機能向上加算 I	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場合に算定	1回 158円 (2回限度/月)
予防通所リハ口腔機能向上加算 II (3か月以内)	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場合に算定	1回 169円 (2回限度/月)
生活行為向上リハ加算 利用開始月から6か月以内	おおむね1月に1回以上、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が、居宅を訪問し、生活行為の関する評価を行う。	月額 593円
一体的サービス提供加算	栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスを実施している場合に算定	月額 506円
科学的介護推進体制加算	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況などの基本的な情報のデータ提出	月額 42円
サービス提供体制強化加算 I 介護福祉士を70%以上配置している場合に算定	要支援1	月額 93円
	要支援2	月額 186円
利用開始日から起算して12か月を超えた場合(3カ月に1回以上リハ会議を開催し、リハ計画書を見直ししている場合は、減算なし)	要支援1	-127円/月
	要支援2	-253円/月

※月額合計単位数に8.6%の介護職員処遇改善加算 I が算定されます。

介護保険の適用がある場合は、料金表の金額(1割又は2割又は3割)が利用者負担金となります。介護保険の非該当や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

- ・2025 年 5 月 1 日現在の介護報酬に基づく金額となっております。
- ・介護予防サービスの利用料金は、1 ヶ月の定額制となっております。
- ・請求は、月まとめなので端数が生じる場合があります。
- ・原爆医療証をお持ちの方は、保険分の請求はありません。
- ・生活保護受給中の方は、保険分の請求が発生する場合がございますので保護課までお問い合わせ下さい。

＜利用料金＞ 2割

(1) 介護保険居宅サービス費

	要介護度	1 日あたりの自己負担金
1 時間以上 2 時間未満	要介護1	779 円
	要介護2	840 円
	要介護3	905 円
	要介護4	966 円
	要介護5	1,036 円
2 時間以上 3 時間未満	要介護1	808 円
	要介護2	926 円
	要介護3	1,051 円
	要介護4	1,171 円
	要介護5	1,291 円
3 時間以上 4 時間未満	要介護1	1,025 円
	要介護2	1,192 円
	要介護3	1,357 円
	要介護4	1,568 円
	要介護5	1,777 円
4 時間以上 5 時間未満	要介護1	1,167 円
	要介護2	1,355 円
	要介護3	1,540 円
	要介護4	1,781 円
	要介護5	2,019 円
5 時間以上 6 時間未満	要介護1	1,312 円
	要介護2	1,557 円
	要介護3	1,798 円
	要介護4	2,083 円
	要介護5	2,363 円
6 時間以上 7 時間未満	要介護1	1,509 円
	要介護2	1,794 円
	要介護3	2,705 円
	要介護4	2,399 円
	要介護5	2,722 円
7 時間以上 8 時間未満	要介護1	1,608 円
	要介護2	1,905 円
	要介護3	2,207 円
	要介護4	2,564 円
	要介護5	2,910 円

	1月あたりの自己負担金
--	-------------

要支援1	4,785 円
要支援2	8,921 円

(2) 要介護 加算料金等 <2 割>

サービス内容		自己負担金
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	25円/日
	4時間以上5時間未満	34円/日
	5時間以上6時間未満	42円/日
	6時間以上7時間未満	51円/日
	7時間以上	59円/日
入浴介助加算 I	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合	84円/回
入浴介助加算 II	居宅訪問し利用者様の入浴動作及び環境を評価し、居宅の状況に近い環境で入浴介助を行う	127円/回
リハビリテーションマネジメント加算(イ) 契約月から6か月以内	1月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が会議に参加し利用者の状態の変化に応じ、計画を見直を行う	1,182円/月
リハビリテーションマネジメント加算(イ) 契約月から6か月超	3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が会議に参加し利用者の状態の変化に応じ、計画を見直を行う	506円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 契約月から6か月以内	(イ)に加え内容等の情報を厚生労働省に提出	1,251円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 契約月から6か月超	(イ)に加え内容等の情報を厚生労働省に提出	576円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 契約月から6か月以内	(ロ)に加え、多職種が協同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行い、共同して課題の把握を行っている場合	1,673円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 契約月から6か月超	(ロ)に加え、多職種が協同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行い、共同して課題の把握を行っている場合	998円/月
リハビリテーション加算に係る医師による説明	リハビリテーション会議を開催し医師が計画書の説明をした場合	570円/月
退院時共同指導加算	入院中の利用者様が退院後に当デイケアを利用される場合、事業所の医師又はPT、OTが退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に算定	1,266円/回
通所リハ重度療養管理加算	要介護3～5の利用者に計画的な医学的管理のもとサービスを提供した場合に算定	211円/日
通所リハ口腔機能向上加算 I	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場合に算定	317円/回
通所リハ口腔機能向上加算 II (3か月以内)	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場	338円/回

	合に算定	
通所リハ短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(退所日)又は認定日から3ヶ月以内において短期集中個別リハビリテーションを実施した場合に算定	232円/回
生活行為向上リハ加算 利用開始月から6か月以内	おおむね1月に1回以上、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が、居宅を訪問し、生活行為の関する評価を行う。	2,638円/月
栄養アセスメント加算	管理栄養士と他の職種が共同で栄養アセスメントを実施し、結果を利用者、家族に説明する。 必要に応じて居宅訪問	106円/月
科学的介護推進体制加算	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況などの基本的な情報のデータ提出	84円/月
認知症短期集中リハ加算	退院(退所日)又は認定日から3ヶ月以内において認知症短期集中個別リハビリテーションを実施した場合に算定	506円/日
中重度者ケア体制加算	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、リハビリテーションを行った場合に算定	42円/日
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	－99円/回
移行支援加算	デイケアを卒業しデイサービス等への移行を促す取り組みを行っている。	25円/日
サービス提供体制強化加算 I	介護福祉士を70%以上配置している場合に算定	46円/日

※月額合計単位数に 8.6%の介護職員処遇改善加算 I が算定されます。

(3) 要支援 加算料金等 <2割>

サービス内容		1月あたりの自己負担金
予防通所リハ口腔機能向上加算 I	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場合に算定	1回 317円 (2回限度/月)
予防通所リハ口腔機能向上加算 II (3か月以内)	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場合に算定	1回 338円 (2回限度/月)
生活行為向上リハ加算 利用開始月から6か月以内	おおむね1月に1回以上、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が、居宅を訪問し、生活行為の関する評価を行う。	月額 1186円
一体的サービス提供加算	栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスを実施している場合に算定	月額 1013円
科学的介護推進体制加算	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況などの基本的な情報のデータ提出	月額 84円
サービス提供体制強化加算 I 介護福祉士を70%以上配置している場合に算定 利用開始日から起算して12か月を超えた場合(3カ月に1回以上リ	要支援1	月額 186円
	要支援2	月額 371円
	要支援1	－253円/月

ハ会議を開催し、リハ計画書を見直ししている場合は、減算なし)	要支援2	－506円／月

※月額合計単位数に 8.6%の介護職員処遇改善加算 I が算定されます。

介護保険の適用がある場合は、料金表の金額(1 割又は 2 割又は 3 割)が利用者負担金となります。介護保険の非該当や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

- ・2025 年 5 月 1 日現在の介護報酬に基づく金額となっております。
- ・介護予防サービスの利用料金は、1 ヶ月の定額制となっております。
- ・請求は、月まとめなので端数が生じる場合があります。
- ・原爆医療証をお持ちの方は、保険分の請求はありません。
- ・生活保護受給中の方は、保険分の請求が発生する場合がございますので保護課までお問い合わせ下さい。

<利用料金> 3 割

(1) 介護保険居宅サービス費

	要介護度	1 日あたりの自己負担金
1 時間以上 2 時間未満	要介護1	1,168 円
	要介護2	1,260 円
	要介護3	1,358 円
	要介護4	1,450 円
	要介護5	1,554 円
2 時間以上 3 時間未満	要介護1	1,212 円
	要介護2	1,389 円
	要介護3	1,576 円
	要介護4	1,757 円
	要介護5	1,937 円
3 時間以上 4 時間未満	要介護1	1,538 円
	要介護2	1,788 円
	要介護3	2,035 円
	要介護4	2,352 円
	要介護5	2,665 円
4 時間以上 5 時間未満	要介護1	1,750 円
	要介護2	2,032 円
	要介護3	2,310 円
	要介護4	2,671 円
	要介護5	3,029 円
5 時間以上 6 時間未満	要介護1	1,969 円
	要介護2	2,336 円
	要介護3	2,697 円
	要介護4	3,124 円
	要介護5	3,545 円
6 時間以上 7 時間未満	要介護1	2,263 円
	要介護2	2,690 円
	要介護3	3,105 円
	要介護4	3,599 円
	要介護5	4,083 円
7 時間以上 8 時間未満	要介護1	2,412 円
	要介護2	2,858 円
	要介護3	3,311 円
	要介護4	3,845 円
	要介護5	4,365 円

	1月あたりの自己負担金
要支援1	7,178 円
要支援2	13,382 円

(2) 要介護 加算料金等 <3割>

サービス内容		自己負担金
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	38円/日
	4時間以上5時間未満	51円/日
	5時間以上6時間未満	63円/日
	6時間以上7時間未満	76円/日
	7時間以上	89円/日
入浴介助加算 I	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合	127円/回
入浴介助加算 II	居宅訪問し利用者様の入浴動作及び環境を評価し、居宅の状況に近い環境で入浴介助を行う	190円/回
リハビリテーションマネジメント加算(イ) 契約月から6か月以内	1月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が会議に参加し利用者の状態の変化に応じ、計画を見直すを行う	1,772円/月
リハビリテーションマネジメント加算(イ) 契約月から6か月超	3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が会議に参加し利用者の状態の変化に応じ、計画を見直すを行う	760円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 契約月から6か月以内	(イ)に加え内容等の情報を厚生労働省に提出	1,877円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 契約月から6か月超	(イ)に加え内容等の情報を厚生労働省に提出	864円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 契約月から6か月以内	(ロ)に加え、多職種が協同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行い、共同して課題の把握を行っている場合	2,510円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 契約月から6か月超	(ロ)に加え、多職種が協同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行い、共同して課題の把握を行っている場合	1,497円/月
リハビリテーション加算に係る医師による説明	リハビリテーション会議を開催し医師が計画書の説明をした場合	855円/月
退院時共同指導加算	入院中の利用者様が退院後に当デイケアを利用される場合、事業所の医師又はPT、OTが退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に算定	1,899円/回
通所リハ重度療養管理加算	要介護3～5の利用者に計画的な医学的管理のもとサービスを提供した場合に算定	317円/日
通所リハ口腔機能向上加算 I	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場合に算定	475円/回
通所リハ口腔機能向上加算 II (3か月以内)	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場合に算定	506円/回
通所リハ短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(退所日)又は認定日から3ヶ月以内において短期集中個別リハビリテーションを実施した場合に算定	348円/回

生活行為向上リハ加算 利用開始月から6か月以内	おおむね1月に1回以上、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が、居宅を訪問し、生活行為の関する評価を行う。	3,956円/月
栄養アセスメント加算	管理栄養士と他の職種が共同で栄養アセスメントを実施し、結果を利用者、家族に説明する。 必要に応じて居宅訪問	158円/月
科学的介護推進体制加算	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況などの基本的な情報のデータ提出	127円/月
認知症短期集中リハ加算	退院(退所日)又は認定日から3ヶ月以内において認知症短期集中個別リハビリテーションを実施した場合に算定	760円/日
中重度者ケア体制加算	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、リハビリテーションを行った場合に算定	63円/日
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	-149円/回
移行支援加算	デイケアを卒業しデイサービス等への移行を促す取り組みを行っている。	38円/日
サービス提供体制強化加算 I	介護福祉士を70%以上配置している場合に算定	70円/日

※月額合計単位数に8.6%の介護職員処遇改善加算が算定されます。

(3) 要支援 加算料金等 <3割>

サービス内容		1月あたりの自己負担金
予防通所リハ口腔機能向上加算 I	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場合に算定	1回 475円 (2回限度/月)
予防通所リハ口腔機能向上加算 II(3か月以内)	口腔機能が低下している利用者に対して利用者毎に口腔機能改善管理計画を作成し実施した場合に算定	1回 506円 (2回限度/月)
生活行為向上リハ加算 利用開始月から6か月以内	おおむね1月に1回以上、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が、居宅を訪問し、生活行為の関する評価を行う。	月額 17796円
一体的サービス提供加算	栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスを実施している場合に算定	月額 1519円
科学的介護推進体制加算	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況などの基本的な情報のデータ提出	月額 127円
サービス提供体制強化加算 I 介護福祉士を70%以上配置している場合に算定	要支援1	月額 279円
	要支援2	月額 557円
利用開始日から起算して12か月を超えた場合(3カ月に1回以上リハ会議を開催し、リハ計画書を見直ししている場合は、減算なし)	要支援1	-380円/月
	要支援2	-760円/月

※月額合計単位数に8.6%の介護職員処遇改善加算が算定されます。

介護保険の適用がある場合は、料金表の金額(1割又は2割又は3割)が利用者負担金となります。介護保険の非該当や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

- ・2025年5月1日現在の介護報酬に基づく金額となっております。
- ・介護予防サービスの利用料金は、1ヶ月の定額制となっております。
- ・請求は、月まとめなので端数が生じる場合があります。
- ・原爆医療証をお持ちの方は、保険分の請求はありません。
- ・生活保護受給中の方は、保険分の請求が発生する場合がございますので保護課までお問い合わせ下さい。

保険外にかかる費用

昼食代(おやつ代含む)	700 円/日
オムツ類	リハビリパンツ・オムツ パット 100 円/枚 50 円/枚
連絡ノートのケース	200 円+消費税